

# 教育の目標としての「情操」に関する研究II

## 一戦前の教育関係法令にみる情操一

磯部洋司

Hiroshi ISOBE

美術教育講座

### はじめに

平成10(1998)年12月と翌11年3月に発表(告示)された小・中学校学習指導要領と高等学校学習指導要領では、相変わらず「豊かな情操を養う」が、総括的目標(究極的目標)として、小・中の音楽科、図画工作・美術科及び高等学校芸術科の教科目標文の文末に置かれた。このように、情操が芸術に係わる全ての教科の最も重要な目標用語とされたのは、昭和52(1977)年告示の学習指導要領からであり<sup>1)</sup>、教科目標を「豊かな情操」で締めくくるといふこのスタイルは、これ以後、平成元(1989)年告示学習指導要領、そして今回の平成10・11年と、都合三代にわたったことになる。「情操」は、芸術教科の顔としてすっかり定着した感がある。

しかし、明治5(1872)年の学制発布以来の各法令における諸教科・学科を見ていくとき、目標<sup>2)</sup>等に情操を持つのは、音楽や美術などの芸術教科に限ったことではないことに気づく。

むしろ、明治5年に始まる戦前・戦中の学校教育史のなか、芸術教科が法令上で、情操教科として取り扱われたのは、昭和16(1941)年公布・実施の国民学校令<sup>3)</sup>以降のことに過ぎない。すなわち、戦時体制が強化されていくなかで初めて、芸術諸学科は「国民的情操」涵養を看板に、情操担当教科としての色を鮮明にした(或いは責を負わされた)のであって、しかも戦後、昭和22(1947)年の小・中学校学習指導要領・試案の公表によって、芸術教科での情操の強調はひとまず終焉を迎えている。この間、僅か数年のことである。学制発布から戦後新教育が発足するまで、70年余の学校制度史のなかでは、極めて短い期間のことであったと言わざるを得ないのである。

小論では、芸術教科の目標用語として「情操」が採り入れられるまでの、戦前学校教育関係法令に用いられた情操について論じることとする。

### 1. 法令に現れた情操——表1について

第2次大戦後、学校教育法が成立するまでの(戦前・戦中の)教育関係法令等<sup>4)</sup>に於ける各教科・学科の教授要旨等に明記された情操を書き出してみたのが、表1である。

表1は、旧制高校・大学・高等専門学校等、高等教

育機関は対象とせず、基本的には初等・中等学校の教育法令に準拠して構成した。というのは小論では、あくまで中等教育までの一般教育を考察の対象にしたいためである。よって表1は、初等・中等教育学校の代表として小学校、中学校、高等女学校、及び師範学校(1943年に専門学校——高等教育になるが、それに至るまで)関係の各法令を中心に作成されている。

### 2. 最初的情操——修身科

#### (1) 「道徳上ノ思想及情操」

表1からわかるように、情操が最初に登場するのは20世紀がスタートした年、明治34(1901)年3月5日制定の中学校令施行規則(文部省令第3号)である。これには、次のように書かれている<sup>5)</sup>。

第2条 修身ハ教育ニ対スル勅語ノ旨趣ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ中等以上ノ社会ニ於ケル男子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメンコトヲ期シ実践躬行ヲ勤奨スルヲ以テ要旨トス

(常用漢字に改めた。また、下線は筆者による。)

以下、引用部はすべて同じ。)

上は、同施行規則中の「第一章学科及其程度」における「修身」の第1文で、現在で言うところの教科目標である。引用文中の「道徳上ノ思想及情操」が、我が国普通教育関係法令における最初的情操の用例である。

この「道徳上ノ思想及情操」は、同月22日制定の高等女学校令施行規則(文部省令第4号)にも使われ、やや遅れて明治40(1907)年の師範学校規程(文部省令第12号、「規程」は「施行規則」とほぼ同じ内容で、学校種によって使い分けたい)、さらに44(1911)年、甲種程度ノ実業学校修身教授要目(文部省訓令第16号)と、各種の中等学校修身科の目標用語として使用を拡げていっている。

修身科における「道徳上ノ思想及情操」は、その後も(改定を経ても)継続使用され、中学校令・高等女学校及実科高等女学校令・実業学校令を廃止・統合した「中学校令」(昭和18年1月、勅令第36号、前出のように師範教育は専門学校になり、高等教育に移行)——戦時教育体制下の教育——に基づく各学校規程が制定(いずれも同年3月)されるまで続いている。

情操は修身科の目標用語として最初に採用され、以



後、40年余にわたって修身の目標用語でありつづけたのである。

## (2) 「情操」

「道徳上ノ思想及情操」に次いで、明治35(1902)年2月制定の中学校教授要目(文部省訓令第3号)と、翌36年3月の高等女学校教授要目(文部省訓令第2号)の、修身科第3・4学年の「教授内容」に付記された一文に「情操」が使われている。

前記ノ目ハ主トシテ責務ノ対象タルヘキモノナレハ之ニ就キテ主要ナル責務ヲ授クヘシ例ヘバ自己ノ精神ノ目ニ於テハ知能ヲ錬磨シ迷信ヲ排シ常識ヲ養ヒ情欲ヲ制シ情操ヲ養ヒ意思ヲ鍛練スヘキコト等又他人ノ人格ノ目ニ於テハ……<sup>6)</sup>

とするものがそれである。

しかし、この中学校・高等女学校教授要目の修身科に用いられた「情操」は短命で、明治44(1911)年の中学校教授要目改訂(7月31日、文部省訓令第25号)、及び高等女学校教授要目の改訂(7月29日、文部省訓令第12号、正式には「高等女学校及び実科高等女学校教授要目」制定)では消えている。

## 3. 道徳的情操——法制及経済、公民

「道徳的情操」の用語が使われたのは、大正13(1924)年10月、「実業補習学校」に新設された「公民科」が最初のものである。

実業補習学校は、青年訓練所とともに後に青年学校になる<sup>8)</sup>、勤労青少年のための施設で、現在の学校制度に例えれば、定時制の職業(農業・工業・商業等)中等教育学校<sup>9)</sup>にでも該当しようか。従って、普通教育である中学校や高等女学校とは教科構成が違って当然だろうが、「公民科」の設定は、この実業補習学校をもって嚆矢としている。この学校に公民科を置くために、「公民教育調査委員会」が設けられたという<sup>10)</sup>。中学校公民科教育のテストケースとされたのが、実業補習学校の公民科なのであろう。

上記委員会の調査・報告に基づいて作られたのが「実業補習学校公民科教授要綱並其ノ教授要旨」(文部省訓令第15号)である。「道徳的情操」を含む文章を、以下に引用しておく。

2 本要綱ニ依リ教授ヲ為スニハ出来得ル限り事例ヲ日常生活ニ於ケル経験ノ範囲ニ求メ理論ニ偏セス道徳的情操ノ陶冶ニ努ムヘシ<sup>7)</sup>

(「本要綱実施上ノ注意」, 全4文中第2文)

実業補習学校公民科教授要綱・要旨は「本要綱実施上の注意」「公民科教授要綱」「教授要旨」からなるが、目標らしい事項は、「本要綱実施上ノ注意」におけるこの引用部のみである。素直に読めば、公民科は「道徳的情操」の涵養を主目的にしているかのように見える。もっとも、後になるが「青年学校規程」(昭和10年4月

1日制定、文部省令第2号)に、修身と公民を合体した「修身及公民科」を設定していることからしても、公民科に修身的な役割を担わせようとしたとみても間違いではあるまい。

「道徳的情操」は、翌大正14(1925)年、師範学校教授要目改訂(4月18日、文部省令第13号)に伴って、法制及経済に使用されている。そして、昭和6(1931)年には、2月に「中学校教授要目」(7日、文部省訓令第5号)、3月には「師範学校教授要目」(11日、文部省訓令第7号)、そして翌7(1932)年2月「高等女学校及実科高等女学校教授要目」(19日、文部省訓令第3号)の改訂によって「法制及経済」が「公民」に衣替えるのにもなって、道徳的情操が公民科にこぞって使用されることとなった。

## 4. 情操、美的・道徳的情操——国語

師範学校、中学校、高等女学校公民科の「道徳的情操」は、昭和10(1935)年(師範学校)及び、同12年(中学校、高等女学校)の、各学校教授要目改訂によって使用が取り止められる。これと機を一にして、国語(男子は国語漢文の国語分野)の教育内容を陳述する前の「教科目標」にあたる部分(ただし、要旨等との明記はない、随分長いものである)に情操が採り入れられた。ここに使われたのは、師範学校では「情操」であり、中学校、高等女学校及び実業学校では「美的・道徳的情操」が用いられている<sup>11)</sup>。同じ時期に発表された同じ教科で「情操」と「美的・道徳的情操」とを使い分けた理由はさだかでない。教員養成と他とを区別する何かがあった、とみるほかはなからう。

「美的・道徳的情操」は、昭和18(1943)年の中学校令下の「中学校教科教授及修練指導要目」「高等女学校教科教授及修練指導要目」で「情操」に置き換えられ、国語の一領域である「作文」の注意事項へと扱いがワンランク下げられている<sup>12)</sup>。これと機を同じくして、歴史科の教授上の注意にも「情操」が使われた。そして前述のように、修身科要旨の「道徳上ノ思想及情操」がなくなり、かわりに音楽・図画等の芸能科で「国民的情操」「情操」が、これでもかというように多用されている。すなわちここに、情操陶冶は芸術的教科目がおもに担当するとした、教科目標の棲み分けの概念が完成したとみてよいのであろう。

## 5. 宗教的情操——青年学校

こうして学校教育関係法令に「情操」を見ていくとき、ひとしお特異な印象を受けるのが、昭和13(1938)年8月の「青年学校普通学科及教練要目」(文部省訓令第23号)の「自然科学」に用いられた「宗教的情操」である<sup>13)</sup>。

「宗教的情操」は、他の学校種には一度も登場しない情操である。それに、一部私立学校を除いては、学

校現場には馴染みにくいと思われる情操である。

因みに教育界で宗教が取り沙汰されたのは、井上哲次郎の発言がもとで明治25(1892)年から27年にかけて盛大に行われた、「教育と宗教論争」が有名である。そしてこれが誘因の一つになったのであろう、明治32(1899)年には、所謂「教育と宗教分離の訓令」(8月3日、文部省訓令第12号)が出されている。

「教育と宗教」論争じたいは、第二次とでもいふべき論争が訓令発布と同じ明治32年に再燃し、ほぼ1年ほど続くが、以後しばらく、宗教論議は鳴りを潜める。相変わらず、ポツリポツリと宗教に関わる論文が発表されるものの、少なくとも表面上は平静を保っていたようにみえる。それが、大正9(1920)年頃から三たび宗教論議が目立ってくる。ただし、これに論争といったものではなく、おしなべて、宗教ひいては宗教的情操を学校教育に組み入れて、道徳教育に役立てようとする主張である。これが大正末から昭和初期にかけて、俄然盛り上がりみせる。

筆者が確認しただけでも、大正15(1926)年に、雑誌『帝国教育』(第531号、帝国教育会)が、「小学校児童に宗教的信念の基礎を培養する方法」という特集(10人が寄稿、14頁)を組み、翌昭和2年には『教育の世紀』(第5巻第5号、教育の世紀社)が「宗教教育」を編んでいる。さらに同じ年には『宗教教育講座』(大東出版社、全10巻)の刊行も始まっている。このほかにも、宗教を教育に、学校で宗教的情操の涵養を、と主張する論文や著作は、枚挙の暇がない。

こうした輿論を背景に昭和10(1935)年、「学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」文部次官通牒(11月28日、発普160号)が発せられた<sup>14)</sup>。これは教育宗教分離の原則は堅持するが、宗教自体は否定するものでも軽んじるものでもなく、寧ろ学校において宗教的情操の涵養を図るのは望ましいことであるとして、その教育場面と注意事項について記したものである。

むろん、先に触れた「青年学校教授及訓練科目要旨」に於ける宗教的情操の使用は、上記の宗教教育に関する輿論と通牒を踏まえたものなのであろう。しかし、「宗教的情操」は他の学校種(中学校、高等女学校など)には一切採用されず、また、青年学校要旨においても「自然」の「注意」に男女一度ずつ使われただけの軽い扱いである。このことは何を意味しているのであろう。青年学校で採用されたのは、思うに、同校制度が昭和10年4月に発足したばかりの新しい学校制度であってしかも勤労青少年を対象した夜間の、言わば傍流の学校種であり、ここでちょっと試してみたといったところが真相に近いのではないか。

そうして他の学校種での採用がないのは、教育宗教分離の原則に則って、宗旨宗派色を出さずにする宗教的情操の教育に無理があるなど、幾つもの理由が考えられようが、結局は、昭和12年の蘆溝橋事件を発端と

する日中戦争の激化、さらには太平洋戦争への突入、これに伴う戦時体制の強化に尽きるのではないか。日本が全面戦争遂行国家に改変されていく中で、「愛国心」のそれまで以上の強調が急務となり、この精神に立脚した「国民的情操」が急浮上してきた、つまり「宗教的情操」どころではなくなったということではなからうか。

以て、昭和16(1941)年の国民学校令を発端に「国民的情操」多用の法令時代に入るのである。ここで初めて芸術的教科——芸能科(さらにこの教科に属する図画、音楽など科目)——の目標に情操が採り入れられる。これは同時に、「芸能科イコール情操教育担当教科」の顕現であり、認知なのであった。国民学校令以後の関係法令においては、修身(道徳的情操・国民学校令)、国語(情操・中等学校全般)、歴史(国民的情操・高等女学校)に使用はみられはするものの、芸能科での使用量は圧倒的なものがあり、情操は芸能科のもの、情操はもはや芸能科の存在意義の根幹をなす用語として周知されるのである。

ただ、小論で芸能科——芸術的教科における情操を論議するつもりはない。情操が如何にして教育法令等の芸術教科の目標として取り入れられていくか、時代背景、トピックなどその過程について、稿を改めて詳論したいと考えているからである。従ってここでは、昭和10(1935)年制定、「青年学校教授及訓練科目教授要旨」の「普通学科注意」に

四 音楽ニ関スル事項ハ高雅ナル情操ヲ養ヒ国民精神ノ涵養ニ資スベキモノヲ選ビテ之ヲ授クベシト、「音楽科」に「高雅なる情操」が使われていることだけを指摘しておきたい<sup>15)</sup>。音楽や図画の目標として情操を挙げるのは、遅くとも大正時代末期には常識になっていたようであるが、法令に登場するのはこれが始めてなのである。

## 6. 女性的な？情操

以上、戦前(旧学校法令下)の初等・中等教育関係法令における情操の使用例を洗い出してきたが、これをもとに、小学校・中学校・高等女学校を抜き出して年表にしたものが、表2である。これにより、あらためて瞭然とすることが二つあろう。まずその一つは、男子(中学校)教育に比べ、女子(高等女学校)教育の方が情操の使用が多いということである。昭和12年の教授要目改訂時の、「歴史科」の「情操」がそうであるし、昭和18年の中学校、高等女学校規定の比較においても、総則の「情操」使用に相違がある。同年発表の各教授及修練指導要目の使用量にも差異がみられる。

話が戻るが、表1を参照していただきたい。表には、大正15(1926)年に出された「女子青年団の振興に関する内務・文部両省訓令」を紹介しておいた。この訓令

は「……左ノ事項ニ就キテハ深ク意ヲ用ヒムコトヲ要ス」と前置きして5項目（5文）の注意事項を掲げ、忠孝・婦徳、勤儉質実、健康増進、公共的精神・社会福祉などを説く。中に、「情操ヲ陶冶シ趣味ノ向上ヲ図ルコト」の1文を含むものである<sup>16)</sup>。筆者はこの、女子青年団に関する訓令のみに「情操」を入れたあたりに、情操の当時の捉え方を反映していると思うのである。というのは、明治30年代の情操登場時はともかく、時代が進むにつれ、そして幾つかの戦争をくぐり抜けていくうちに、情操はどちらかというとな性的なもの、女性にとくに発達が顕著なもの、少々軟弱なもの、といった受け取り方が大勢になっていったように思えて

ならないのである。昭和16年（言うまでもなく太平洋戦争開戦の年である）の国民学校令および、同18年の中等学校令下の施行規則・各規程において、芸能科に情操が集中したのは、こうした捉えがある意味強く影響したとも考えられるのである。つまり、不要不急なもの、軟弱なもの象徴——芸術に情操を受け持たせたともとれるということである。勿論それまでに育まれた、情操は芸術により、より効果的に育成できるといった常識がものをいったことは論を俟たないし、戦時下だけに、それまでの芸術的な情操——美的情操ではなく、愛国心養成に直結する「国民的情操」の多用となっているが。

表2. 情操年表

	1900 (明33)	1905 (明38)	1910 (明43)	1915 (大4)	1920 (大9)	1925 (大11)	1930 (昭5)	1935 (昭10)	1940 (昭15)	1945 (昭20)
小 学 国 民 校 学 校										情操（総則，芸能科） —— 道徳的情操（修身） —— 国民的情操（芸能科， 音楽，図画，書道）
中 学 校		道徳上ノ思想及情操（修身） —— 情操（修身） ——						道徳的情操（公民） —— 美的・道徳的情操（国語） —— 情操（芸能科，国 語，音楽，図画） 国民的情操 —— （芸能科，歴史，音 楽，図画，書道）		
高 等 女 学 校		道徳上ノ思想及情操（修身） —— 情操（修身） ——					道徳的情操（公民） —— 情操（歴史） ——	美的・道徳的情操（国語） —— 情操（総則，芸能 科，国語，音楽 図画，工作） 国民的情操 —— （芸能科，歴史，音 楽，図画，書道）		

## 7. 小学校教育の目標としての情操

そしてもうひとつ、表2で一目瞭然なのが、小学校教育関連法令における情操は、昭和16(1941)年に至るまで空白であるということである。言い換えれば、同年の国民学校令施行規則での使用まで、小学校教育の目標に「情操」はなかったのである。これは情操の発達に関する、従来の学説・知識がそうさせたものであろう。

文献資料で例証しておきたい。まずは明治33(1900)年初刊の『普通教育学要義』をみってみる。同書は人間の成長期を、家庭教育期・幼稚園期(1~6歳)、小学校期(6~14歳)、中学校期(14~21歳)、大学校期(21~25歳)に区分し、身体・知・情・意・自我の念の発達を、「教育期区分表」と称する表に構成して説明している<sup>17)</sup>。この表の「情」の項をみると、小学校期(児童期とも記す)には「情緒に動かさる」とあり、中学校期(少年期とも)に至って「前半期には猶盛んに情緒に動かさるも後半期には情操次第に発達す」とある。年齢は明記していないが、14歳から21歳の中学校期の後半というから、16.7歳以降、ハイティーンになってはじめて情操の発達が顕在化するというわけである。

今一つ、今度は大正3(1914)年刊行の『児童心理講話』をみってみる。これには、

……、此の少年期の末に、始めて情操が現はれて参ります。即ち学校でいへば、高等小学校の一二年位の頃から始めて情操が現はれて来るのであります。<sup>18)</sup>

とあり、上記よりやや年齢が下がるが、現在の中学校1~2年、12~14歳頃から情操の発達が感じとれるようになるのである。

つぎには教育者、図画教育に携わるものにとらえも紹介しておきたい。広島高等師範学校附属小学校訓導堀孝雄は、大正7(1918)年発表の論文に、

即ち児童の美的情操は、12.3歳にならねば発達しないから真に美を味はひ、美的に絵を描くことは困難であります。

と述べている<sup>19)</sup>。

小学校(小学校高等科又は高等小学校を含むから、現在で言えば小・中学校)の先生にも、師範学校、専門学校師範科出身者など正規の教員教育を受けたものには、堀のように、情操の発達過程を弁えていた人も少なくなかったであろうことは想像に難くない。つまり、一定の年齢に達しなければ情操は発達しないという一般常識があって、そうした常識を遵守しようとする姿勢(大勢)が、小学校教育関係法令に情操を使うことを拒んだ理由の一つではあろう。

しかし、こと図画教育に目を移すと、小学校を対象とする教育書・論文等に情操を目標に掲げた例は、古くは明治27(1894)年に見られるし、明治35(1902)年に

降には、次第に用例を増していったことを確認している<sup>20)</sup>。まして、大正中期から昭和初期にかけて隆盛を極めた芸術教育運動では、盛んに美的情操が喧伝されて、以後図画科や唱歌科と情操とを結びつけるのはほぼ常識になっていた筈である。それでも情操が初等教育の芸術教科の目標に採り上げられることは(前述のように)昭和16年までなかった。そうした要求も、なされた様子はない。

明治33(1900)年の小学校令施行規則制定以来、教科内容等に大きな変更がなかったことも事由のひとつではあろう。が、こと図画や唱歌科に関しては同施行規則の教科要旨、例えば図画の、

図画ハ眼及手ヲ練習シテ通常ノ形態ヲ看取シ正シク之ヲ画クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス<sup>21)</sup>

に使われた、「美感」という用語の存在が大きかったと思われる。

「美感」は「美的感情」(aesthetic feeling、古くは美術的感応、審美的感情なども訳す)の略で、美的情操(aesthetic sentiment)とほぼ同義にもとられた用語だったのである<sup>22)</sup>。当時の図画(美術)教育者たちにとって美感は、目標用語としては必ずしも歓迎されるものではなかったらしいが、ともかくも、この用語が美的情操をも指し示すものであったからこそ、情操の採用が求められなかったという側面もあったのである。

## おわりに

小論では、教育の目標用語としての「情操」を、多角的に考察してみようとする研究の一環として、戦前学校教育関係法令に使用された情操をみてきた。結果、修身科での使用に始まって、図画・音楽等芸術教科に用いられるに至る流れの一つを押さえることは出来たと思う。しかしながら、芸術科に情操が取り入れられるには、他に幾つもの支流がある。今後も研究を続けたいとおもう。

## 注

- 1) この時から芸術に関する諸教科は、主に情操教育を担当する教科とされたのである。
- 2) 戦前は「要旨」と表現されることが多いようである。ただ、要旨には教科内容の概略をも含む場合もある。
- 3) 同年3月1日、勅令第148号。これに付随する国民学校令施行規則(3月14日、文部省令第4号)中、芸能科及び芸能科を形成する音楽・図画・工作・書道の要旨等に、「情操」、「国民的情操」が用いられた。表1を参照していただきたい。
- 4) 学校教育に関して、昭和22年に学校教育法ができるまでは、勅令、文部省令及び文部省訓令で規定されており、直接の法律は存在しないから、厳密に言えば「法令」ではなく、「勅令・省令等」としてもすべきだが、小論ではすわりのよい法令を使用しておく
- 5) 文部省内教育史編纂会、『明治以降教育制度発達史 第4

- 卷], 教育資料調査会, 1938初版, 1964重版, P.179
- 引用部分の前に置かれたこの省令の第1条は, 修身から体操まで12の学科名と, 一部学科の取扱いについて記してある。
- なお, 小論では法令等については引用したもののみ, 典拠を示した。また, 引用にあたっては, 旧漢字は現用のものに, 漢数字は算用数字に改めた。
- 6) 同上, P.197及びP.301
- 7) 同上, P.529
- 8) 青年学校令, 昭和10年4月1日, 勅令第41号
- 9) 周知のように, 平成10年, 学校教育法に新設された中学と高校との一貫教育学校。ただし, 定時制と職業科の中等教育学校は, 今のところ, 存在しないようである。
- 10) 文部省内教育史編纂会, 『明治以降教育制度発達史 第8巻』, P.528 以下のように記す。
- 大正11年12月文部省訓令第22号を以て公民教育調査委員会規定が定められ, 実業補習学校に於ける公民教育に関する事項を調査せしむる為に, 公民教育調査委員会が設けられた。
- 11) ここでは, 「文部省訓令第9号 中学校教授要目中修身, 公民科, 国語漢文, 歴史及地理ノ要目改正」の条文を紹介しておく。
- ……国語ノ教養ガ国民ノ自觉ヲ促シ品位ヲ高ムル所以ナルコトヲ会得セシメテ国語愛護ノ念ヲ培フト共ニ美的・道德的情操ヲ陶冶スベシ……
- 近代日本教育制度史編纂会, 『近代日本教育制度史料 第2巻』, 大日本雄弁会講談社, 1956, PP.365-366,
- 12) 同上, P.517
- 一作文ニ於テハ情操ヲ涵養シ識見ヲ錬磨シ国民生活ノ発展ト国民的自觉ノ深化トヲ期スベシ  
(10文中第6文)
- 13) 以下のように書かれている。
- 一自然科学は功利的にのみ解すべきにあらずまた之に依って宗教的情操を養ひ芸術の世界をも味わひ得るものなるを知らしむこと。  
(男子3年, 自然科学・注意, 3文中第2文)
- 近代日本教育制度史編纂会, 『近代日本教育制度史料 第3巻』, P.322
- 14) 長くなるが, 前文を紹介しておく。
- 明治32年文部省訓令第12号ハ当該学校ニ於テ特定ノ教派宗派教会等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フを禁止スルノ趣旨ニ有之宗教的情操ヲ涵養シ以テ人格ノ陶冶ニ資スルハ固ヨリ之ヲ妨グルモノニアラズ然ニ従来之ガ運用ニ関シ往々其ノ適正ヲ欠キ為ニ教育上遺憾ノ点無シトセザルヲ以テ今般此等学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関シ留意スベキ要項ヲ左ノ通定メタリ依テ学校当事者ニ対シ篤ト其ノ趣旨ヲ示達シ以テ遺憾無キヲ期セラレ度此段以命通牒ス
- なお「学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」と一般に称されるこの表現は, 学校長宛の文面の鑑に使われたもので, もう一方の宛て先, 地方長官宛のものにはない。
- 近代日本教育制度史編纂会, P730,
- 15) 同上, P641
- 普通学科は, 国語, 国史, 地理, 数学, 理科, 音楽, 他に「修身及公民科」が立てられる。
- 16) 佐藤秀夫編, 『教育 御真影と教育勅語2』(続・現代史資料9), みすず書房, 1996, P.110
- 17) 中島半次郎, 『普通教育要義』, 開発社, 1900初版, 1902改訂4版, PP.66-68
- 18) 高島平三郎, 『児童心理講話』, 広文堂書店, 1914, P.368
- 19) 堀孝雄, 「図画教授近時の傾向」, 『学校教育』第54号(第5巻第4号), 宝文館, 1918, P.84
- 20) 磯部洋司, 「美術教育の目標用語としての『情操』の起源」, 『愛知教育大学研究報告』第48輯(教育科学), 愛知教育大学, 1998, PP.163-170
- 21) 近代日本教育制度史編纂会, 『近代日本教育制度史料 第4巻』P.643
- 22) 上掲の拙著のほか, 拙著, 「教育の目標としての『情操』に関する研究I」, 『愛知教育大学教科教育実践総合センター紀要』創刊号, 愛知教育大学教科教育実践総合センター, 1998, P.9-16, を参照いただきたい。他に, 「大学美術教育学会誌」第34号(2002年3月刊行予定)に, 「美感」を詳説した「『美感』の研究」を発表する予定である。

(平成13年9月10日受理)